

成分検査項目表

項目	種類	燃え殻	汚泥（埋立）	汚泥（焼却）	廃油	鉱さい	ばいじん	自動車等破砕物	備考
一般	pH 熱しゃく減量 n-ヘキサン抽出物質 含水率（水分含有率） COD 窒素 低位発熱量	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ◇ ◆	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	1)表中の記号の説明。 ▲ 抽出試験 ◆ 含有量試験 ● 溶出試験  ※必須項目は黒塗 任意項目は白抜き
有害項目	カドミウム又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	2)産業廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）は、処理以前の産業廃棄物の種類における項目。 3)混合廃棄物については、含まれる産業廃棄物の種類におけるすべての項目。 4)アルキル水銀については、水銀又はその化合物が検出されたものに限る。 5)任意項目の成分検査実施の有無については、発生工程・使用薬剤等を考慮し事業団が決定する。 6)汚泥(焼却)は、関係法令により指定される施設から発生する廃棄物である場合、有害項目を除く。
	鉛又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	六価クロム化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	砒素又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	セレン又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	水銀又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	アルキル水銀化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	シアン化合物		●	●	●			●	
	有機燐化合物		●	●	●			●	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		●	●	●			●	
	(有機溶剤系)								
	トリクロロエチレン		○	○	●			●	
	テトラクロロエチレン		○	○	●			●	
	ジクロロメタン		○	○	●			●	
	四塩化炭素		○	○	●			●	
1,2-ジクロロエタン		○	○	●			●		
1,1-ジクロロエチレン		○	○	●			●		
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	●			●		
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	●			●		
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	●			●		
1,3-ジクロロプロペン		○	○	●			●		
ベンゼン		○	○	●			●		
1,4-ジオキサン	○	○	○	●		○	●		
(農薬系)									
チウラム		○	○						
シマジン		○	○						
チオベンカルブ		○	○						
ダイオキシン類	◇	◇	◇			◆			
水銀又はその化合物（含有量）	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		

注) 産業廃棄物の発生工程等により、上表の対象となっていない成分検査項目を実施する場合があります。

産業廃棄物の現地審査料金表及び成分検査料金表

		産業廃棄物の種類	料金（税抜価格）
現地審査	燃え殻・汚泥・廃油・鋳さい・ばいじん・産業廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）・自動車等破砕物等の成分検査を要する廃棄物		5,000円
	上記以外の産業廃棄物		無料
成分検査 必須項目	区分	産業廃棄物の種類	料金（税抜価格）
	埋立	燃え殻	40,000円
		汚泥	80,000円
		廃油	147,000円
		鋳さい	40,000円
		ばいじん	170,000円
		産業廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）	処理前の廃棄物に該当する成分検査料金
		自動車等破砕物	147,000円
焼却	汚泥	80,000円	
成分検査 任意項目	成分検査項目		料金（税抜価格）
	窒素		4,000円
	有機溶剤系		67,000円
	1, 4 - ジオキサン		15,000円
	農薬系		30,000円
	ダイオキシン類		130,000円
	水銀又はその化合物(含有量)		5,000円

（備考1）現地審査料金及び成分検査料金は、消費税を含んでおりません。別途必要です。

（備考2）現地審査料金については、新規契約・更新契約・変更契約に伴うすべての現地審査において、成分検査を要する廃棄物が含まれる場合、廃棄物の数に関係なく1回あたり5,000円とします。

（備考3）成分検査料金は、現地審査の結果から成分検査項目を追加した場合、増加いたします。

（備考4）成分検査が必要とされていない廃棄物についても、発生工程等により成分検査を実施する場合は、現地審査料金及び成分検査料金をいただきます。